

## 地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西尾市が発注する建設工事を請け負う建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者をいう。以下「受注者」という。）が、当該建設工事に係る請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾等の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、西尾市（以下「発注者」という。）が発注する建設工事のうち次に掲げる工事を除く工事とする。

- (1) 債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事で、当該年度が最終年度でない工事
- (2) 市長が役務的保証を必要とする工事
- (3) 西尾市低入札価格調査実施要領（平成13年4月1日施行）に基づく調査基準価格以下の金額により契約した工事
- (4) その他債権譲渡の承諾が適当でないと認められる工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合には、西尾市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第34条第2項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、約款第39条第3項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合には、前項の工事請負代金債権の額は、契約変更後の工事請負代金債権の額

とする。

3 前項の場合において、債権譲渡契約証書に記載された請負代金額及び債権譲渡額は、契約変更後のものとする。

4 第2項の場合において、受注者は、債権譲渡の相手方（以下「債権譲渡先」という。）に変更後の工事請負契約書の写しを提出してその旨を通知しなければならない。

（債権譲渡を承諾する時点）

第4条 発注者は、債権譲渡を承諾する場合は、対象工事の出来高（第2条第1項にあっては、最終年度の工事に係る出来高）が2分の1以上に到達したと認められる日以降に行うものとする。

（債権譲渡の承諾権限）

第5条 受注者は、債権譲渡を行おうとするときは、約款第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得なければならない。

（債権譲渡先）

第6条 債権譲渡先は、事業協同組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人である建設業者団体を行う。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有し、本制度に係る受注者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、受注者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

（債権譲渡承諾の申請書類）

第7条 受注者は、債権譲渡の承諾を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）
- (2) 受注者と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約証書の写し
- (3) 工事履行報告書（様式第2号）
- (4) 受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書（3月以内に発行されたものに限る。）
- (5) 保証委託契約約款等において工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の

承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書

2 受注者及び債権譲渡先（以下「請負者等」という。）は、複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾の申請をする場合においては、前項各号の書類を工事請負契約ごとに提出するものとする。この場合において、印鑑証明書を既に市長に提出しているときは、当該証明書の提出を省略することができる。

（債権譲渡の承諾の手続）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を確認し、受領した日から起算して7日以内に債権譲渡を承諾するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の確認により債権譲渡を承諾すると決定したときは、債権譲渡承諾書（様式第3号）を請負者等に交付するものとする。

3 市長は、債権譲渡整理簿（様式第4号）により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

（債権譲渡承諾後の中間前金払等の取扱い）

第9条 請負者等は、債権譲渡が行われた後は、当該承諾に係る工事について約款第36条第3項に規定する中間前払金及び約款第39条第1項に規定する部分払の請求をすることができない。

（債権譲渡の対抗要件）

第10条 本制度の利用に係る債権譲渡は、受注者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない時期に第8条第2項の債権譲渡承諾書を得ることで第三者に対抗できるものとする。

（保証事業会社による金融保証の保証範囲）

第11条 本制度における保証事業会社（約款第4条第1項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）による金融保証は、前払金の支払いを受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先から受注者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

（融資時の出来高確認）

第12条 本制度の利用に係る債権譲渡契約の締結、融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が自らの責任において行うものとする。

（融資実行の報告）

第13条 請負者等は、第8条第2項の規定による承諾を受けた後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資を実行したときは、速やかに市長に融資実行報告書（様式第5号）を提出するものとする。

2 受注者は、当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、保証事業会社による金融保証を受けたときは、速やかに市長に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

3 市長は、融資実行報告書を受領したときは、当該工事請負代金の支払先を債権譲渡先の指定する口座に変更するものとする。

（債権譲渡先の債権金額の請求）

第14条 債権譲渡先は、約款第33条第2項及び第39条第3項に規定する検査に合格し、工事目的物の引渡しを行った後、債権金額を請求することができる。

2 債権譲渡先は、前項の請求をしようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 工事請負代金請求書（様式第6号）

(2) 債権譲渡先の印鑑証明書（3月以内に発行されたものに限る。）。ただし、既に市長に提出されている場合は、当該証明書の提出を省略することができる。

（その他）

第15条 本制度に係る債権譲渡は、受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式

## 債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

（宛先）西尾市長

受注者  
（譲渡人） 住所  
氏名 印

債権譲渡先  
（譲受人） 住所  
氏名 印

譲渡人が発注者に対して有する基本契約書（貴殿と譲渡人との間で締結された 年 月 日 付けの工事請負契約書）に基づく下記の工事請負代金債権を、〇〇〇〇（以下「譲受人」という。）に譲渡することにつき、西尾市建設工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

譲受人においては、本譲渡債権を担保として、譲渡人に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、西尾市建設工事請負契約約款第43条に規定する契約不適合責任は当然のことながら譲渡人に留保されることを申し添えます。

また、譲渡人及び譲受人は工事請負契約書に定められた中間前払金は、貴殿によるご承諾以降は請求しません。

### 記

- 1 工事名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所
- 4 工期 自 年 月 日 至 年 月 日 ただし、契約変更により変更が生じた場合はその工期による。
- 5 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。  
- (2) 前払金額 金 円  
- (3) 中間前払金額  
又は部分払金額 金 円  
(4) 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

## 工事履行報告書

工 事 名			
路線等の 名 称			
工 事 場 所			
受 注 者 名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
月 別	予定工程% ( ) は工程変更後	実施工程%	備 考
(記載欄)			

## 債権譲渡承諾書

[譲渡人] 様

[譲受人] 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、西尾市建設工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって西尾市建設工事請負契約約款第43条に基づく譲渡人の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

### 記

- 1 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権の額は、本件工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
なお、契約変更により工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4並びに5.(1)及び(4)は変更後のものとする。
- 2 譲渡人及び譲受人は、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に融資実行報告書を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、譲渡人の譲受人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、譲受人が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。
- 6 債権譲渡承諾後において、工期又は請負代金額に変更が生じた場合には、譲渡人は譲受人に変更後の工事請負契約書等の写しを提出して通知すること。





## 融資実行報告書

年 月 日

（宛先）西尾市長

譲渡人 住所  
氏名 印

譲受人 住所  
氏名 印

譲渡人が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、譲渡人譲受人間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき譲受人は譲渡人に対して、金銭を貸し渡し、譲渡人はこれを借り受けて受け取りましたので、譲渡人及び譲受人連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきまして、今後は譲受人の下記振込口座にお振込下さい。なお、本件融資に際し、譲渡人は譲受人に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

### 記

#### [譲渡債権の表示]

1. 工 事 名
2. 路線等の名称
3. 工 事 場 所
4. 工 期 年 月 日から 年 月 日  
ただし、契約変更により変更が生じた場合はその工期による
5. (1) 請負代金額 金 円  
ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による
- － (2) 前払金額 金 円
- － (3) 中間前払金額  
        又は部分払金額 金 円
- (4) 債権譲渡額 金 円（ 年 月 日現在見込額）  
        ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

#### [振込口座]

1. 金融機関名  
    〇〇銀行▲▲本支店
2. 預金の種別、口座番号  
    ××預金×××××××
3. 口座名義  
    （ふりがな）  
    ××××

## 工事請負代金請求書

年 月 日

（宛先）西尾市長

（譲受人）

住所

氏名

年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

### 記

#### 1. 請求金額

金 円

ただし、〇〇工事の代金

（内訳）

- |                     |   |
|---------------------|---|
| (1) 請負代金額           | 円 |
| (2) 前払金受領済額         | 円 |
| (3) 中間前払金受領済額       |   |
| 又は部分払金受領済額          | 円 |
| (4) 履行遅滞の場合における損害金等 | 円 |
| (5) 今回請求金額          | 円 |

#### 2. 承諾番号

#### 3. 支払口座等

- 振込希望金融機関  
〇〇銀行▲▲本支店
- 預金の種別、口座番号  
××預金×××××××
- 口座名義  
（ふりがな）  
××××
- 請求者の連絡先  
住所  
電話  
ファックス